

令和4年度診療報酬改定により

10月1日から**選定療養費**を改定します。

【初診時】 初診時に他の医療機関からの紹介状をお持ちでない方

【改定前】 9月30日まで		【改定後】 10月1日から	
医科	5,500円(税込)	医科	7,700円(税込)
歯科	3,300円(税込)	歯科	5,500円(税込)

※ 紹介状の持参がなく、同じ日に複数の診療科を初診で受診された場合、それぞれの診療科において**初診時選定療養費**をご負担いただくことがございます。

【再診時】 当院から他の医療機関にご紹介したものの、患者さんご自身の都合により当院に再度受診された方

【改定前】 9月30日まで		【改定後】 10月1日から	
医科	2,750円(税込)	医科	3,300円(税込)
歯科	1,650円(税込)	歯科	2,090円(税込)

「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」を持ちましょう！

- ◆選定療養費制度は、高度・専門・救急医療を担う病院と、診療所など地域の医療機関の役割を分担し、連携を図るためのものです。
- ◆まずは、「**かかりつけ医・かかりつけ歯科医**」を受診してください。
そのうえで、必要な場合には、**紹介状**を持って当院を受診してください。

お問い合わせは、医事課・総合受付までお願いします。

令和4年8月
彦根市立病院 院長